

優良建設工事施工業者表彰事務取扱要領の一部を改正する要領

優良建設工事施工業者表彰事務取扱要領（昭和57年10月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第1（略）</p> <p>（表彰対象工事）</p> <p>第2 この要領による表彰の対象工事は、表彰年度の前年度に完成した請負金額が500万円以上かつ工事成績調書考査総合点が85点以上の優良な建設工事とする。</p> <p>2 次のいずれかに該当する場合は表彰対象としないものとする。</p> <p>(1) 共同企業体（JV）が施工した場合</p> <p>(2) 工事成績調書の「法令遵守等」の評定に減点がある場合</p> <p>(3) 工事成績調書の考査項目に「d」又は「e」がある場合</p> <p>(4) 施工業者が宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（昭和60年7月8日施行）による指名停止処分を受け、その指名停止期間が表彰年度の<u>前年度の7月1日から表彰年度の6月30日まで</u>にある場合</p> <p>(5) 施工業者が建設業法による営業停止処分を受け、その営業停止期間が表彰年度の<u>前年度の7月1日から表彰年度の6月30日まで</u>にある場合</p> <p>(6) 施工業者が宮城県発注工事で労働災害に係る文書警告を受けその文書交付日が表彰年度の<u>前年度の7月1日から表彰年度の6月30日まで</u>にある場合</p> <p>(7) 施工業者が宮城県建設工事執行規則取扱要綱（平成15年4月1日施行）による配置技術者追加専任配置処置を受け、その配置すべき期間が表彰年度の<u>前年度の7月1日から表彰年度の6月30日まで</u>にある場合</p> <p>(8) 施工業者が死亡事故を発生させた場合又は安全管理の不適切により休業4日以上等の労働災害を2回以上発生させた場合で、災害発生日が表彰年度の<u>前年度の7月1日から表彰年度の6月30日まで</u>にある場合</p> <p>(9) 施工業者が破産等で廃業し事業再開の見込みがない場合</p> <p>(10) その他表彰するに相応しくない事由が施工業者にある場合</p> <p>第3から第6まで（略）</p>	<p>第1（略）</p> <p>（表彰対象工事）</p> <p>第2 この要領による表彰の対象工事は、表彰年度の前年度に完成した請負金額が500万円以上かつ工事成績調書考査総合点が85点以上の優良な建設工事とする。</p> <p>2 次のいずれかに該当する場合は表彰対象としないものとする。</p> <p>(1) 共同企業体（JV）が施工した場合</p> <p>(2) 工事成績調書の「法令遵守等」の評定に減点がある場合</p> <p>(3) 工事成績調書の考査項目に「d」又は「e」がある場合</p> <p>(4) 施工業者が宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（昭和60年7月8日施行）による指名停止処分を受け、その指名停止期間が表彰年度の<u>1年度前から表彰日</u>までにある場合</p> <p>(5) 施工業者が建設業法による営業停止処分を受け、その営業停止期間が表彰年度の<u>1年度前から表彰日</u>までにある場合</p> <p>(6) 施工業者が宮城県発注工事で労働災害に係る文書警告を受けその文書交付日が表彰年度の<u>1年度前から表彰日</u>までにある場合</p> <p>(7) 施工業者が宮城県建設工事執行規則取扱要綱（平成15年4月1日施行）による配置技術者追加専任配置処置を受け、その配置すべき期間が表彰年度の<u>1年度前から表彰日</u>までにある場合</p> <p>(8) 施工業者が死亡事故を発生させた場合又は安全管理の不適切により休業4日以上等の労働災害を2回以上発生させた場合で、災害発生日が表彰年度の<u>1年度前から表彰日</u>までにある場合</p> <p>(9) 施工業者が破産等で廃業し事業再開の見込みがない場合</p> <p>(10) その他表彰するに相応しくない事由が施工業者にある場合</p> <p>第3から第6まで（略）</p>



改正後 (新)

改正前 (旧)

様式第1号

様式第1号

(通知日)

(通知日)

(会社名) 殿

(会社名) 殿

宮城県出納局長

宮城県出納局長

\_\_\_〇〇年度優良建設工事施工業者表彰について (通知)

平成〇〇年度優良建設工事施工業者表彰について (通知)

このことについて、\_\_\_〇〇年度に完成した下記優良建設工事の施工業者である貴社を表彰することに決定しました。

このことについて、平成〇〇年度に完成した下記優良建設工事の施工業者である貴社を表彰することに決定しました。

記

記

表彰対象工事

表彰対象工事

工事番号	工事名

工事番号	工事名

なお、本通知後、表彰年度の6月30日までに、次の欠格事項に該当することとなった場合は、速やかに報告願います。

なお、本通知後、表彰日までに、次の欠格事項に該当することとなった場合は、速やかに報告願います。

欠格事項に該当する場合は、当該表彰が取り消されます。

欠格事項に該当する場合は、当該表彰が取り消されます。

(欠格事項)

(欠格事項)

- 1 貴社が指名停止となった場合
- 2 貴社が建設業法による営業停止となった場合
- 3 貴社が宮城県発注工事で労働災害に係る文書警告を受けた場合
- 4 貴社が配置技術者追加専任配置処置を受けた場合
- 5 貴社が宮城県内の工事の施工中に死亡事故又は休業4日以上の労働災害を発生させた場合
- 6 貴社が破産等で廃業し、事業再開の見込みがない場合
- 7 表彰に相応しくない事由がある場合

- 1 貴社が指名停止となった場合
- 2 貴社が建設業法による営業停止となった場合
- 3 貴社が宮城県発注工事で労働災害に係る文書警告を受けた場合
- 4 貴社が配置技術者追加専任配置処置を受けた場合
- 5 貴社が宮城県発注工事の施工中に死亡事故を発生させる等、表彰に相応しくない事由がある場合
- 6 貴社が破産等で廃業し、事業再開の見込みがない場合

改正後 (新)

改正前 (旧)

様式第2号

様式第2号

賞状

(工事名)

(会社名) 殿

貴社は ○○年度における頭書の建設工事の施工にあたり技術の研さんに努められ優秀な出来形で完成されました

よってこれを賞します

(表彰月日)

宮城県知事 (知事名)

賞状

(工事名)

(会社名) 殿

貴社は 平成○○年度における頭書の建設工事の施工にあたり技術の研さんに努められ優秀な出来形で完成されました

よってこれを賞します

(表彰月日)

宮城県知事 (知事名)

附 則

この要領は令和3年6月9日から施行し、令和3年度優良建設工事施工業者表彰から適用する。